

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式等 の運用

(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)

平成 2 9 年 4 月

〇はじめに

近年、ダンピング受注の発生等により公共工事と同様に調査・設計等の業務の品質確保に対する懸念が高まってきたため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において「公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容とすることが必要」と位置づけられた。

建設コンサルタント等業務については、主としてプロポーザル方式と価格競争の2つの調達方式で実施してきたところであるが、これらの背景を受け、平成19年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

総合評価落札方式及びその導入を踏まえたプロポーザル方式の運用を定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が平成21年4月20日に通知された。

これを受け、九州地方整備局が発注する建設コンサルタント業務等のうちプロポーザル方式及び総合評価落札方式について、透明性・公平性の確保をより一層図るとともに、業務特性に応じた運用を図ること、及び実務者の業務の円滑な執行に資することを目的に建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の現状の考え方をまとめ、平成27年11月に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定がなされ、現状の考え方についても「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用（H23.11.2、H24.4.2改訂、H25.4.1改訂、H26.4.1改訂）、H26.5.19改訂、H27.4.14改訂、H28.3.30改訂」を今回一部改訂する。

なお、今後も内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行なうこととする。

目 次

1. 発注方式の種類と概要について	・・・ 1
2. 手続きの実施手順について	・・・ 3
3. 入札契約方式の選定について	・・・ 7
4. 設計共同体について	・・・ 16
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	・・・ 17
6. プロポーザル方式における要件設定と審査について	・・・ 20
7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	・・・ 34
8. 履行体制確認型総合評価落札方式について	・・・ 63
9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	・・・ 66
10. その他の留意事項	・・・ 78

1. 発注方式の種類と概要について

発注方式の種類と概要は（表1）のとおりである。

ここに示す総合評価落札方式の評価テーマ数と価格点：技術点の割合の設定は標準的なものであり、これによらない場合は適宜設定可能とする。

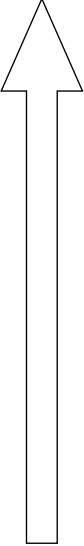
（例：評価テーマが1つであっても、その評価テーマが業務成果等に大きく影響を及ぼすものは価格点：技術点の割合を1：3に設定可。また、簡易型において、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可。）

総合評価落札方式において試行業務を実施しており、技術者評価を重視した選定（以下、「技術者評価重視型」と称す。）を試行する業務においては、平成29年度も継続試行するものとする。

また、その他にも女性及び若手技術者の登用促進・育成による魅力的な職場環境の創出を促し担い手の中長期的な育成・確保を図ると共に技術力向上による成果品の品質確保を図ることを目的とした「女性・若手技術者の登用する試行業務（以下、「女性・若手技術者試行業務」と称す。）」を平成27年度から実施しており、平成29年度も継続試行するものとする。

さらに、平成29年度からは、地元精通し、機動性を有する企業は地域防災の担い手であり、地域防災力を維持並びに既存インフラの維持管理を担うという観点からも企業・技術者の育成が必要であることから、地域を支える企業の積極的な競争への参加が可能となる機会を確保する「技術提案チャレンジ型試行業務」を、同一内容の業務を同時期の発注が予定されている場合に一括して審査を実施し、受発注者相互の事務負担の軽減を図る事を目的とした「一括審査方式の試行業務」を新たに実施する。

(表1) 発注方式の種類と概要

手続き方式	適用の考え方	タイプ分類とその考え方			業者選定方式	求める技術力のイメージ
		タイプ分類	技術提案の内容			
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合に適用する。	—	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマ数は適宜設定 (1～3テーマ)	・公募型 ・簡易公募型 ・標準プロポーザル	<p style="text-align: center;">高度</p> 
総合評価落札方式	事前に発注者が仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合に適用する。	標準型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	価格点：技術点の割合に応じ評価テーマ数設定(※) ・1：2は評価テーマを1つ設定 ・1：3は評価テーマを2つ以上設定	・公募型 ・簡易公募型	
		技術者評価重視型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針	—	・公募型 ・簡易公募型	
		簡易型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針	価格点：技術点の割合は1：1	・公募型 ・簡易公募型	
価格競争入札方式	技術的な工夫の余地が小さく、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務及び緊急対応が必要な業務(災害対応等)について適用する。	—	—	—	・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名	

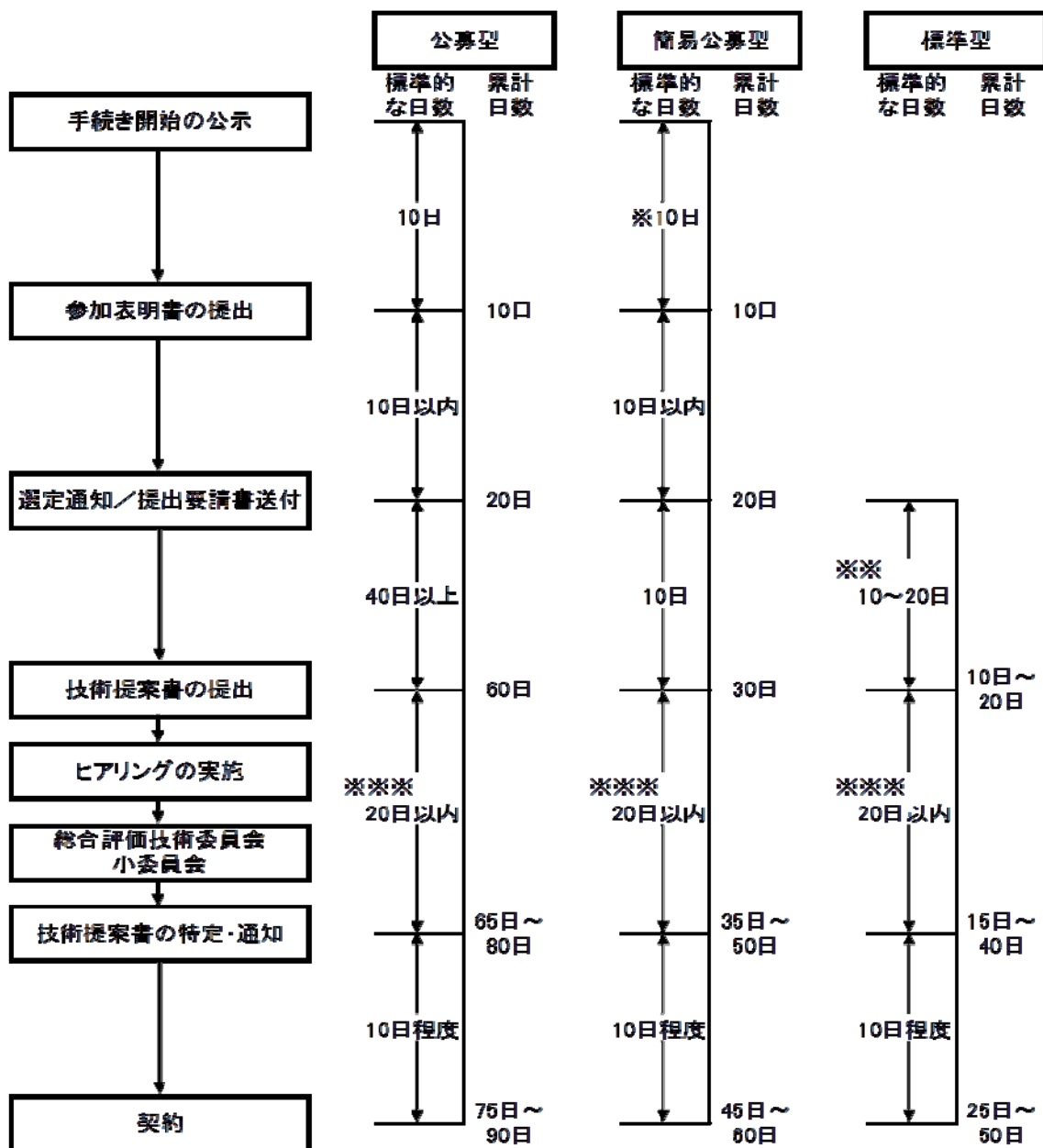
2. 手続きの実施手順について

調達方式毎の実施手順を次に示す。

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

政府調達協定対象
であって7,400万円
以上の業務



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※適宜短縮可能。

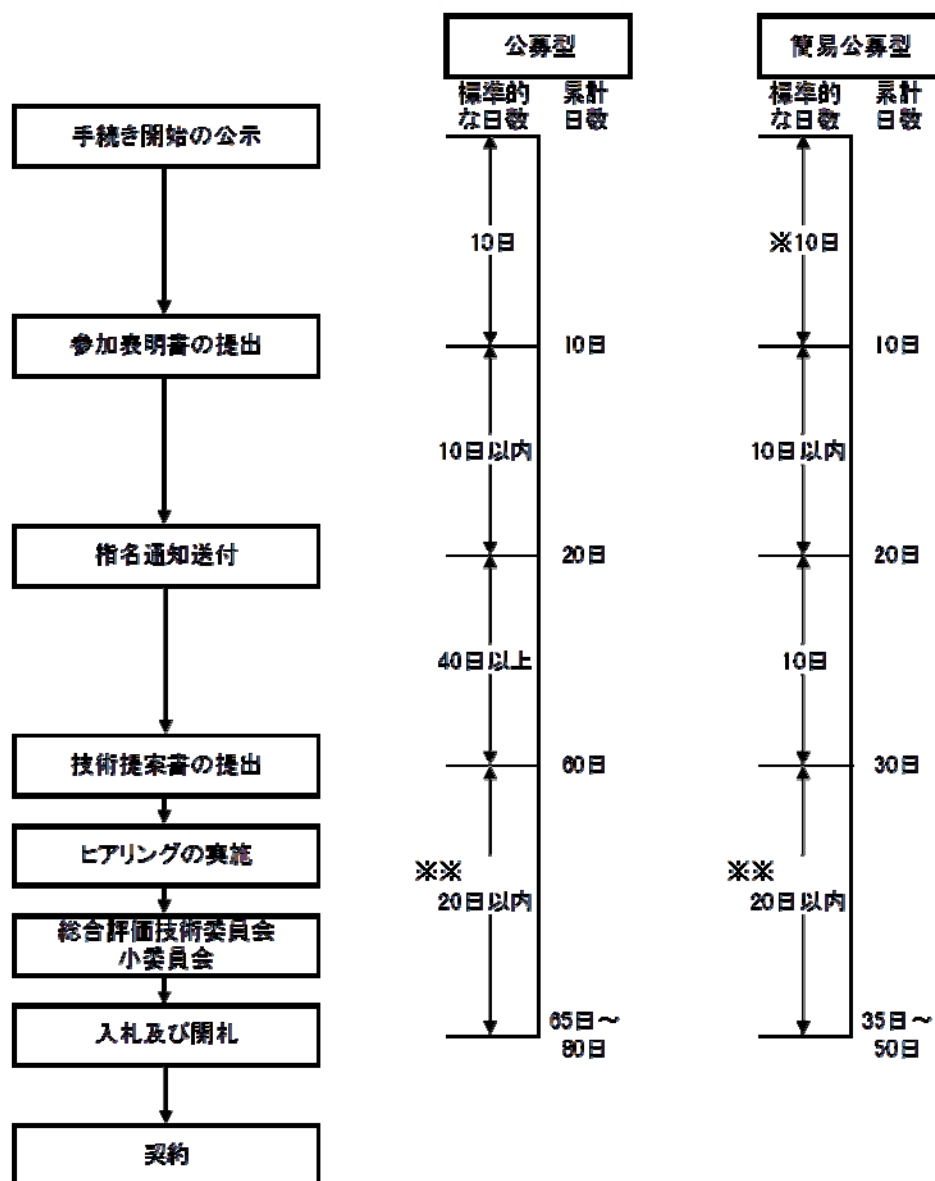
※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

(2) 総合評価落札方式（標準型）、（技術者評価重視型）（女性・若手技術者試行業務）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）、（技術者評価重視型）（女性・若手技術者試行業務）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。

政府調達協定対象
であって7,400万円
以上の業務



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

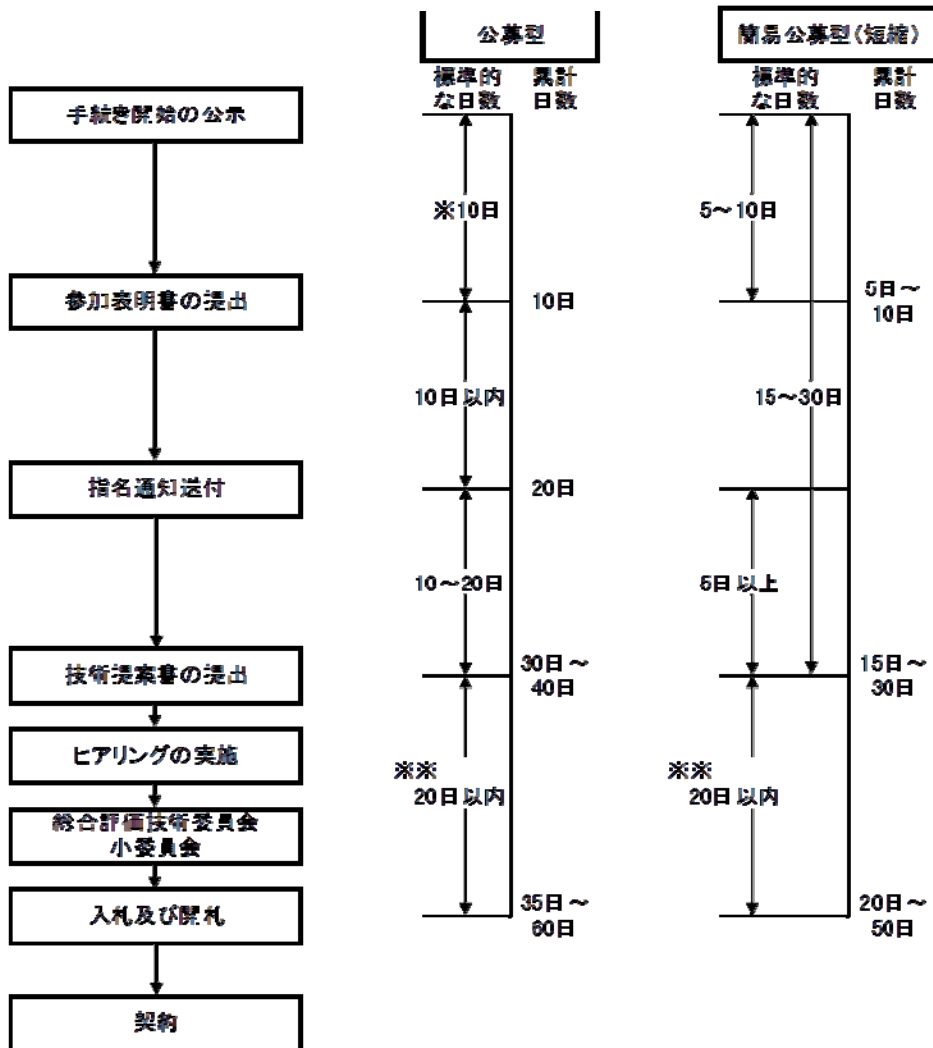
(3) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図る。

なお、行政事務補助的業務（事業（・施工）調査業務等）、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。

政府調達協定対象
であって7,400万円
以上の業務



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

3. 入札契約方式の選定について

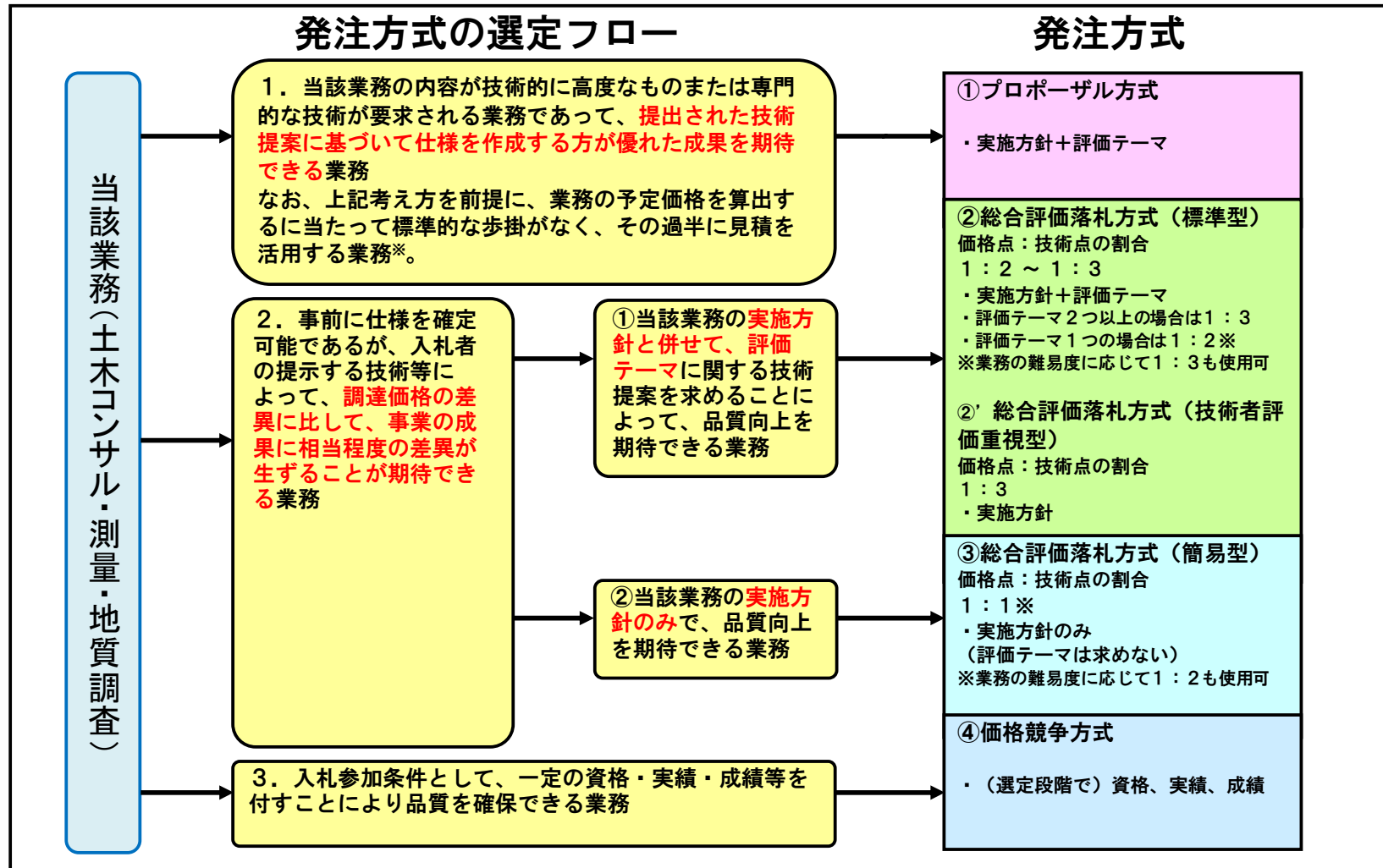
(1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

建設コンサルタント業務等の発注方式の選定については、当該業務の内容を照らしたうえで（図3-1）の基本選定フローに基づき、「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」、「価格競争入札方式」のいずれかを選定することを基本とする。

各方式を選定する際の基本的な考え方及び（図3-2）に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

なお、（図3-2）は、実施状況を踏まえ適宜見直しを行うこととする。

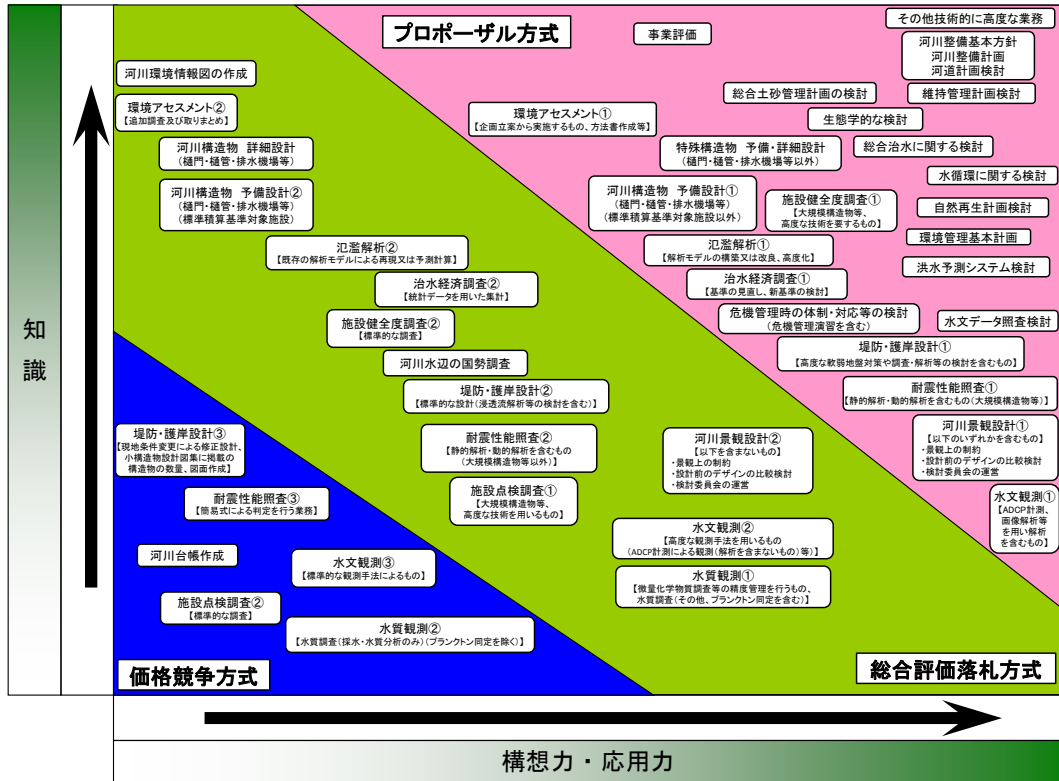
(図3-1) 基本選定フロー



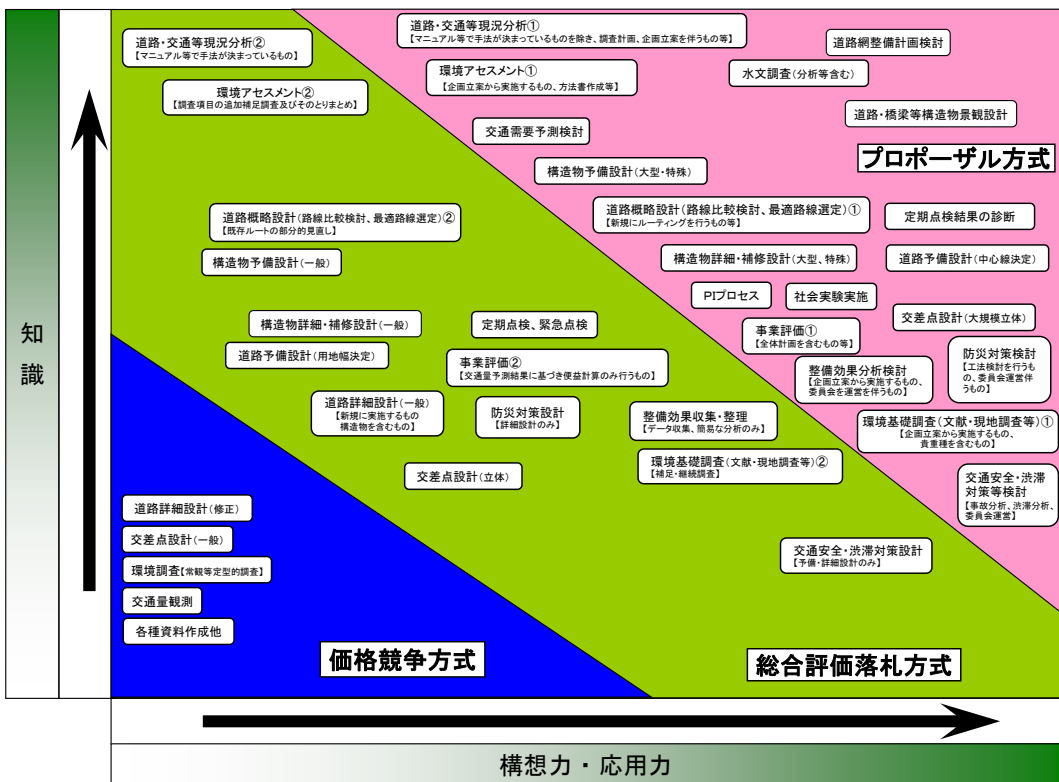
※1 プロポーザル方式については、歩掛の無いことのみを理由に適用するのではなく、上記のとおり提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できるものについて適用すること。

※2 予定価格の算出において、その過半（50%超）に見積もりを活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度でないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争方式を選定すること。

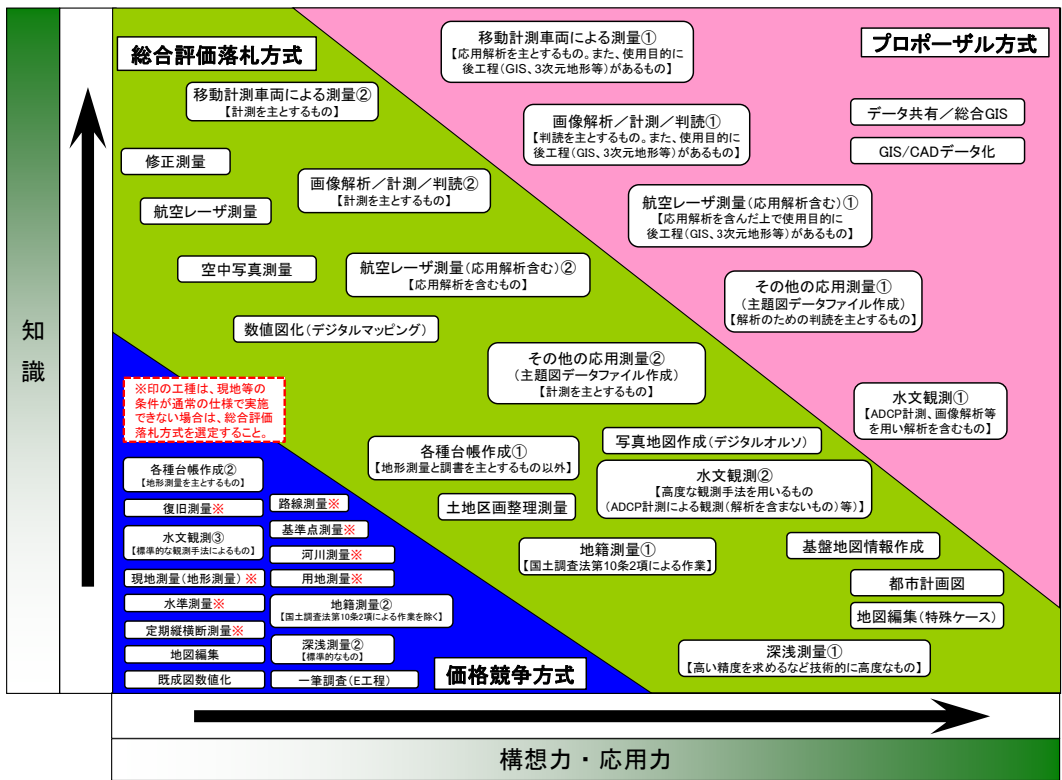
(図3-2) 建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例



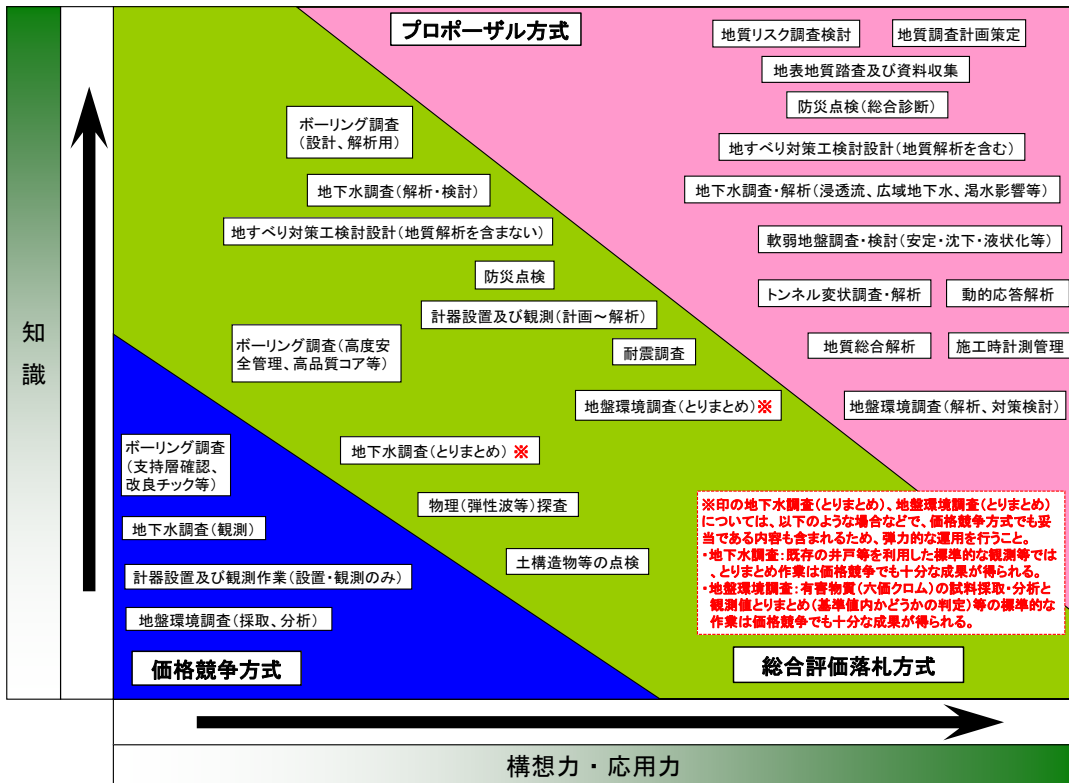
標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (河川事業の例)



標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (道路事業の例)

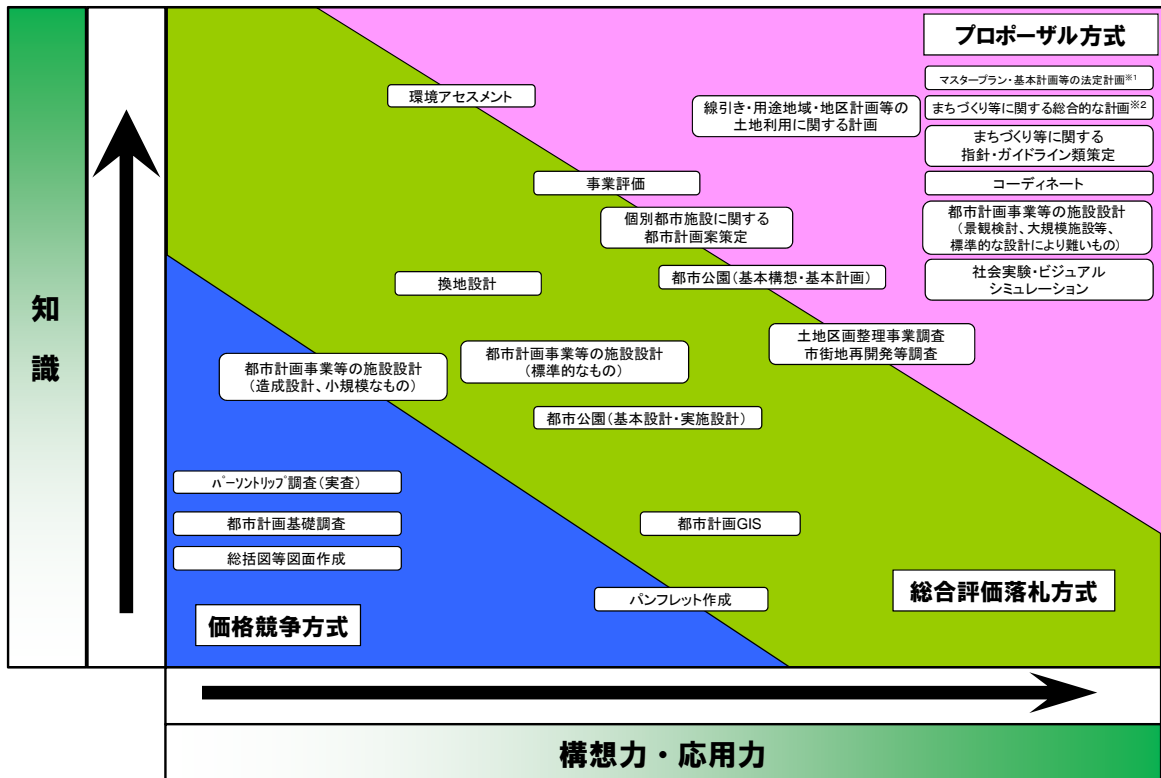


標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (測量事業の例)



標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (地質事業の例)

発注方式選定表上の業務名	適切な発注方式の例	(地質調査参考)	
		業務内容	代表業務の例
地質リスク調査検討	プロポ	予備設計・概略設計に先立ち地質リスクを抽出し設計上の留意事項を検討し、明らかにする。既に実施されている予備・概略設計に対し地質リスクを最小とする観点でセカンドオピニオンを与える。	地質リスク検討業務、基本設計の地質リスク照査業務
地質調査計画策定	プロポ	地質リスクを踏まえ、事業目的に合致した適切で経済的な地質調査計画を策定し、調査業務仕様書に反映させる。	地質調査計画検討業務
地表地質踏査及び資料収集	プロポ	土木地形地質図作成のための、高い知識と経験を有する技術者による地表地質踏査と資料収集。	ダム周辺地質調査業務、原石山適地選定調査業務、トンネルルート選定業務
防災点検(総合診断)	プロポ	管内全域の防災点検結果に基づき、安定度を判断し、対策工の必要性を総合的に診断・評価する。	道路防災診断業務、道路防災対策検討業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含む)	プロポ	地すべり調査結果に基づき、地すべりの機構解析を行い、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり機構解析業務、地すべり対策検討業務
地下水調査・解析(浸透流、広域地下水、湧水影響等)	プロポ	堤防等の浸透時の安定解析、および、トンネル・道路などの掘削工事に伴って生じる広域の地下水障害に対する影響解析など。	堤防浸透点検業務、工事に伴う周辺地下水影響調査検討業務、井戸枯れ検討業務、広域地下水総合検討業務
軟弱地盤調査・検討(安定、沈下、液状化等)	プロポ	軟弱地盤の対策工設計のための調査、解析、対策工検討。	軟弱地盤技術解析検討業務、盛土に伴う周辺構造物影響検討業務、液状化予測図作成業務
トンネル変状調査・解析	プロポ	変状を生じたトンネルに対する地質調査、変状メカニズムの検討、解析および対策工検討。既設トンネルへの工事影響検討。	トンネル変状調査検討業務、トンネル応力変形解析業務、トンネル近接施工に伴う周辺構造物への影響検討業務
動的応答解析	プロポ	耐震設計のための動的地盤応答解析を含む業務、および、盛土等の土構造物の耐震性検討。	盛土耐震性検討業務、堤防耐震性照査検討業務
地質総合解析	プロポ	ダムを始めとする重要構造物建設に際して、既存調査資料を網羅した総合的な判断、見解を含む解析。設計用地盤条件及び物性値の明示と、地質リスク評価。	ダム(トンネル、長大橋等)地質総合解析業務、地質調査資料総合検討業務、開削工事地盤総合検討業務
施工時計測管理	プロポ	高盛土、トンネル、大規模掘削等の施工時の計測と安定・沈下管理を実施して安定性を判断し、施工に対する留意事項を与える。	道路新設に伴う計測管理業務
地盤環境調査(解析、対策検討)	プロポ	調査結果に基づき、それに基づく地下水の流動解析、汚染経路の特定、対策工の検討などを行う。	地盤汚染調査検討業務、地盤振動対策検討業務、地下水汚染解析検討業務
ボーリング調査(設計、解析用)	総合評価(1.2~1.3)	的確な地層断面図の作成と、予備・詳細設計あるいは解析のための的確な地盤物性値ならびに設計用地盤条件を提案する。	地質調査業務、地質詳細調査業務
地下水調査(解析・検討)	総合評価(1.2~1.3)	水文調査に加え数値解析、対策工検討を実施する。	トンネル水文調査解析検討業務
防災点検	総合評価(1.2~1.3)	①落石・崩壊、②岩盤崩壊、③地すべり等の点検およびカルテ点検。	道路防災点検業務、道路防災カルテ点検業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含まない)	総合評価(1.2~1.3)	地すべり調査結果に基づき、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり対策検討業務
計器設置及び観測作業(計画～解析)	総合評価(1.2~1.3)	盛土、掘削などの工事や地すべりに伴う計器の設置計画と観測計画の検討。	工事に伴う計器設置観測検討業務、地すべり観測検討業務
耐震調査	総合評価(1.2~1.3)	動的土質試験、PS検層など耐震検討のためのパラメータを得る調査・試験。液状化判定も含む。	耐震調査業務
地盤環境調査(とりまとめ)※	総合評価(1.2~1.3)	土壌・地下水の採取・分析結果と地下水流動解析結果に基づき対象エリア全体の汚染状況をとりまとめる。	土壌地下水汚染検討業務
ボーリング調査(高度安全管理、高品質コア等)	総合評価(1.1)	海上ボーリングや山地部のように慎重な安全管理や仮設に工夫が必要なボーリングや、地すべりやダムのように高品質コアが要求される地質調査。	地質調査業務(特殊仮設)、地すべり調査業務、ダムサイト地質調査業務
地下水調査(とりまとめ)※	総合評価(1.1)	水文観測結果のとりまとめ業務。	水文調査検討業務
物理(弾性波等)探査	総合評価(1.1)	弾性波探査等の物理探査業務	トンネル弾性波探査業務、河川堤防物理探査業務
土構造物等点検	総合評価(1.1)	盛土、トンネル等の点検	盛土変状点検業務、トンネル点検業務
ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)	価格競争	支持層の判定、軟弱層の厚さ確認などを目的とした標準貫入試験込のボーリング。あるいは地盤改良後のN値確認等。	地質調査業務
地下水調査(観測)	価格競争	各種工事に伴う週々地下水の観測作業。	水文観測作業
計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)	価格競争	盛土、掘削等の工事や地すべりに伴う計器の設置作業とデータ観測。計画策定は含まず。	工事に伴う計器設置及び観測作業、地すべり観測業務
地盤環境調査(採取、分析)	価格競争	地盤環境業務における土壌・地下水の採取・分析作業。	土壌汚染分析業務



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

(2) 予定価格に応じた分類

業務規模等を踏まえた発注方式は、(図3-3)のとおりとする。

プロポーザル方式のうち調査・検討を主業務とするとともに標準的な歩掛がない業務規模500万円以上の業務については、より競争性を高めるため簡易公募型に準じた手続きとするとともに可能な限り分割発注に努める。(概ね3千万円未満/1件)

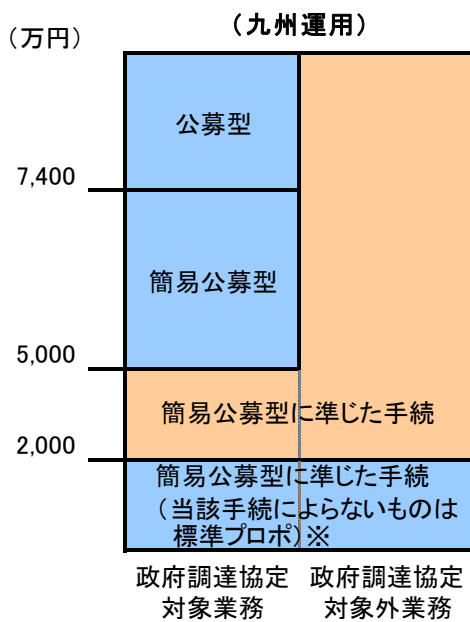
総合評価落札方式については、公募型又は簡易公募型によることとし、通常指名競争は適用しない。

また、一般競争入札方式については、発注者支援業務等に適用することとするため具体的に記載していない。

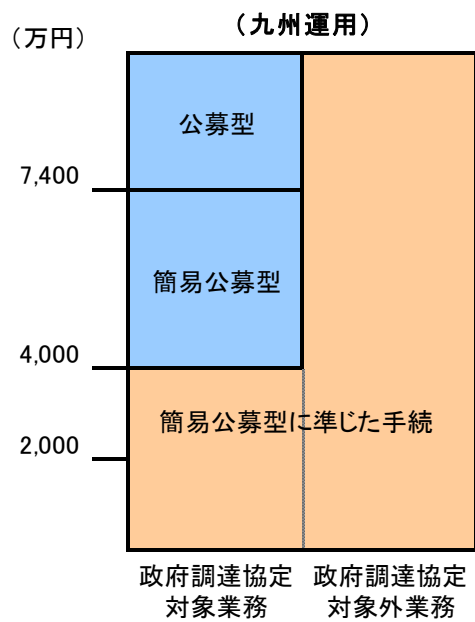
選定(指名)業者数については、(表3)のとおりとする。

(図3-3)

I. プロポーザル方式



II. 総合評価落札方式 (標準型、簡易型)



※ 調査・検討系の歩掛がない業務で、予定金額が500万円以上の業務については、簡易公募型に準じた手続きによるものとする。

(表3) 手続き方式に応じた選定業者(指名)数

手続き方式	業者選定方式	選定(指名)業者数	補足説明
プロポーザル方式	公募型	5者程度	・技術評価の上位5者を選定することを基本とするが、設定基準を満たす者が5者未満の場合はこれによらず選定基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2ヶ年度+当該年度の平均)に順位付けする。更に企業の業務成績も同点の場合は有資格名簿の上位順に順位付けし上位5者を選定する。
	簡易公募型	5者程度	
	標準	3~5者程度	・技術提案書の提出意思確認の結果、提出者が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行う。
総合評価落札方式	公募型	10者程度	・技術評価の上位10者を指名することを基本としているが、指名基準を満たす者が10者未満の場合はこれによらず指名基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2ヶ年度+当該年度の平均)に順位付けし上位10者を指名する。
	簡易公募型		

4. 設計共同体について

設計共同体については、公募型及び簡易公募型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式（※準じた手続き含む）に参加可能とする。

設計共同体による参加の場合、代表者が同種又は類似業務等の実績を有さなければならない。なお、その他の構成員は、実施予定の分担業務について業務実績を有さなければならない。

また、設計共同体により参加した企業の評価については、以下のとおり。

なお、技術者の評価については、単体企業と同様である。

評価の項目		評価方法
技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	それぞれの構成員の評価の平均
成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	・代表者の同種又は類似業務等実績で評価（代表者に同種・類似等実績が無い場合は非選定） ・その他構成員については、設計共同体申請時に記載された「分担業務」の実績を参加要件として設定する（評価項目とはしない）
成績	過去2年間の国土交通省発注業務（港湾空港関係除く）の業務成績（テクリス平均評価点）	それぞれの構成員の評価の平均
表彰	過去2年間の優良業務表彰又は災害復旧功労者表彰の有無	それぞれの構成員の評価の平均
地域貢献度	（災害協定等） 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	代表者・その他構成員何れかの実績1件のみ評価。
	（ボランティア活動） ボランティア活動による表彰等の実績	代表者・その他構成員何れかの実績1件のみ評価。

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は以下のとおりとする。なお、(図5)に、これらを踏まえた技術評価全体の基本的な考え方を示す。

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、(表5-1)のとおりとする。

(表5-1) 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェイト	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35% (+10%)
		(▲10%) →		

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

1) プロポーザル方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-2)のとおりとする。

(表5-2) プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

2) 総合評価落札方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-3)のとおりとする。

(表5-3) 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価 ウェイト	1:3の場合	10% (▲5%)	40% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)
	1:2の場合	15% (▲7.5%)	18% (+7.5%)	30% (▲15%)	37% (+15%)
	技術者評価重視型の場合	10% (▲5%)	40% (+5%)	50%	—
	1:1の場合	25% (▲12.5%)	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(図5) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価の基本的な考え方

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点:技術点の設定
①プロポーザル方式の 評価項目		<p>3~5者程度を選定</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目		<p>基本10者程度を指名</p> <p>(1:2の配点イメージ)</p> <p>(1:3の配点イメージ)</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施 (省略)	1:2 } 1:3
②' 総合評価落札方式 (標準型技術者評価重視型) の評価項目			実施方針のみ	実施	1:3
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		<p>基本10者程度を指名</p> <p>(1:1の配点イメージ)</p>	実施方針のみ	実施 (省略)	1:1 ※業務の難易度に応じて1:2も使用可

6. プロポーザル方式における要件設定と審査について

(1) 公募型、簡易公募型プロポーザル方式（※準じた手続含む）

1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、（表6-1）に基づき適切に設定する。

（表6-1）プロポーザル方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	特定要件	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	暴力団排除	◎				
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録部門の有無
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地整常駐技術者数	—	○	—		
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	業務拠点(企業の所在地)	—	—	—	設定不可	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	その他	—	○	—		
	管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎	
業務実績		◎	◎	◎		
地域精通度		—	○	○		
業務成績		—	◎	◎		
表彰の有無		—	◎	◎		
当該部門従事期間		—	○	○		
手持ち業務量		◎	◎	○		
CPDの取得状況		—	—	◎		
その他		—	—	○		
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。 (標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とする が、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性 (組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	—	—	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	手持ち業務量	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
その他	—	—	○			
照査技術者	技術者資格	○	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける 業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	○	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	○	○	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
	その他	—	—	○		
実施体制(再委託等)	◎	◎	—			
実施方針	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
参考見積(業務コストの妥当性)	—	—	◎			

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

2) 評価項目毎の評価の着眼点（判断基準）について

評価項目毎の着眼点（判断基準）について、（表6-2）に示す。

（表6-2）評価項目毎の着眼点（判断基準）

プロポーザル方式（選定段階での技術評価）		【企業の経験及び能力】	
評価項目		評価の着眼点	
		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関。 【注：「〇〇部門」は建設コンサルタント登録規程に基づき、適切な部門を網羅して設定すること】 【注：地質調査業務にあつては、「〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更】</p> <p>または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。</p> <p>②上記以外の場合。 【注：測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目を評価しない。】</p>
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。【注：研究実績は必要に応じ適宜設定】</p> <p>②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】</p>
	力管理技術	迅速性 当該地盤常駐技術者数	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該地盤内の常駐技術者〇人以上 【注：〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p> <p>②上記以外</p>
	経営力	履行保証力 自己資本比率	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①自己資本比率が〇%以上 【注：〇%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p> <p>②①③に該当しない</p> <p>③自己資本比率が△%未満 【注：△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
		瑕疵担保力 賠償責任保険加入の有無	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 【注：〇万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p> <p>②①③に該当しない</p> <p>③賠償責任保険に未加入</p>
		遵法性 過去の法の遵守状況	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し</p> <p>②上記以外 【注：〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
	成績・表彰	専門技術力 成果の確実性	<p>過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績</p> <p>過去2年間の業務表彰の有無</p>

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (選定段階での技術評価)		【予定管理技術者の経験及び能力】	
評価項目	評価の着眼点		
	資格要件	判断基準	判断基準
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	<p>技術者資格等</p> <p>技術者資格等、その専門分野の内容</p>	<p>配置予定管理技術者等 (調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。) の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>記載する資格は1つとする。</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇部門関連科目) 【注: 業務内容に応じ適宜設定】 【注: 地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇部門 【注: 業務内容に応じ適宜設定】</p> <p>【注: 地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】</p> <p>・博士 (工学)</p> <p>【注: 研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】</p> <p>・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注: 土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②・RCCM</p> <p>・地質調査技士 【注: 地質調査業務の場合に追加】</p> <p>・土木学会認定技術者 (1級) 【注: 土木関係分野の場合に追加】</p> <p>・コンクリート診断士 【注: コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】</p> <p>・土木鋼構造診断士 【注: 鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】</p> <p>③上記以外の場合</p> <p>【注: 測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇部門関連科目) 【注: 業務内容に応じ適宜設定】 【注: 地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇部門 【注: 業務内容に応じ適宜設定】</p> <p>【注: 地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】</p> <p>・博士 (工学)</p> <p>【注: 研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】</p> <p>・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注: 土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②・国土交通省登録技術者資格 (施設分野: 〇〇-業務: 〇〇)</p> <p>【注: 当該業務について、「技術者資格登録簿」において管理技術者に係る資格の記載が有る場合に記載する。】</p> <p>③・RCCM (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)</p> <p>・土木学会認定技術者 (1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) 【注: 土木関係分野の場合に追加】</p> <p>④上記以外の場合。</p>
	専門技術力	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く) ※</p> <p>当該部門従事期間※</p>	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>【注: 研究実績は必要に応じ適宜設定】</p> <p>②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が〇年以上</p> <p>②当該部門の従事期間が△年以上</p> <p>【注: 業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
	情報収集力	<p>地域精通度</p> <p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く) ※</p>	<p>平成〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①〇〇事務所管内における業務実績あり。</p> <p>②九州地方整備局管内における業務実績あり。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>【注: 地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精通度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】</p> <p>【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>【注: 「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】</p>
	専任性	<p>専任性</p> <p>手持ち業務金額及び件数</p>	<p>下記の項目に該当する場合は選定しない。</p> <p>・公示日現在 【注: 公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】の手持ち業務の契約金額が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。</p> <p>ただし、公示日現在 【注: 公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算決算及び会計令 (昭和22年政令第165号。以下「手決令」という。) 第85条に基づく価格 (以下「調査基準価格」という。) を下回る金額で落札した業務 (港湾空港関係を除く) がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。</p> <p>手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない、契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、平成〇年度の支払限度額とする。)</p> <p>なお、国土交通省以外の発注者 (国内外を問わず) のものも含む。</p>
成績・表彰	<p>専門技術力</p> <p>業務執行技術力</p> <p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のアクリス平均評定点 (再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) を下記の順位で評価する。</p> <p>① 7.8点以上</p> <p>② 7.5点以上7.8点未満</p> <p>③ 7.3点以上7.5点未満</p> <p>④ 7.0点以上7.3点未満</p> <p>⑤ 6.0点以上7.0点未満</p> <p>⑥ 6.0点未満</p> <p>なお、平成〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。</p> <p>【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のアクリス平均評定点 (再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) を下記の順位で評価する。</p> <p>① 7.8点以上</p> <p>② 7.5点以上7.8点未満</p> <p>③ 7.3点以上7.5点未満</p> <p>④ 7.0点以上7.3点未満</p> <p>⑤ 6.0点以上7.0点未満</p> <p>⑥ 6.0点未満</p> <p>なお、平成〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。</p> <p>【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	
	<p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く) ※</p>	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間の優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>①過去4年間 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川」【注: 本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の局長表彰の実績有り。</p> <p>②過去4年間 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川」【注: 本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。</p> <p>③過去4年間 (平成〇～〇年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川」【注: 本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の局長・事務所長表彰の実績有り。</p> <p>・平成〇～〇年度地盤工学会表彰有り</p> <p>・平成〇～〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞) 有り</p> <p>④平成〇～〇年度土木学会西部支部表彰 (西部支部奨励賞) 有り。</p> <p>⑤上記以外の場合</p> <p>【注: 「〇、〇年度以降」は、毎年8月1日に変更する。】</p> <p>【注: 業務表彰は、発注業務の業種区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】</p>	
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性</p>	<p>下記項目に該当する場合は選定しない。</p> <p>・再委託の内容が、主たる部分の場合</p> <p>・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合</p> <p>1) 業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>2) 代表者以外の者が配置予定管理技術者等を配置している場合。</p> <p>3) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。</p> <p>4) 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できない場合。</p> <p>【注: 設計図書に照査技術者を定めない場合は、4) を削除する。】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (特定段階での技術評価)		【予定技術者の経験及び能力】		
評価項目	評価の着眼点	判断基準		
		資格要件	判断基準	
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士(工学) 【注:研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士 【注:地質調査業務の場合に追加】 ・土木学会認定技術者(1級) 【注:土木関係分野の場合に追加】 ・コンクリート診断士 【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 ・土木鋼構造診断士 【注:鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 ③上記以外の場合。 【注:測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】	①・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士(工学) 【注:研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】 ②・国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇) 【注:当該業務について、「技術者資格登録簿」において予定技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】 ③・RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) ・土木学会認定技術者(1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) 【注:土木関係分野の場合に追加】 ④上記以外の場合。	
	専門技術力 業務執行技術力 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※
	地域精通度 過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※
	専任性 専任性 手持ち業務金額及び件数	専任性 専任性 手持ち業務金額及び件数	専任性 専任性 手持ち業務金額及び件数	専任性 専任性 手持ち業務金額及び件数
	C P D	C P D	C P D	C P D
予定技術者の経験及び能力 成績・表彰 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	業務執行技術力 過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定率(再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) ※	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定率(再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) ※	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定率(再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) ※	
	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

評価項目		評価の着眼点			
		判断基準			
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。		
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。		
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。		
	照査における具体的手法・工夫等	○	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体的手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。		
	その他	◎	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。		
○		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。			
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	
		評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
				◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
				○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
				○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
		実現性	◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
			○	提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案があり、優れている場合に優位に評価する。	
			○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案があり、優れている場合に優位に評価する。	
	○		複数の既存技術を統合化する提案があり、優れている場合に優位に評価する。		
○	新工法採用の提案があり、優れている場合に優位に評価する。				
2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			
参考見積	業務コストの妥当性	◎	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。		

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「選定段階での技術評価」及び「特定段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

各評価項目の評価については、3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

4) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

①地域要件の設定について

プロポーザル方式については、最も優れた技術力を有する者を契約相手とする調達方式であることを踏まえ、地域要件（企業の所在地）を参加資格要件として設定しない。また地域貢献度は評価しない。地域精通度は、必要に応じ技術者の評価における選定時及び特定時の評価項目として設定する。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

②技術者の資格に関する要件

1) 国土交通省登録技術者資格について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。

- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び照査技術者に係る資格の記載のある場合

登録の有無については、下記に示す本省HPより確認すること。

参照URL : http://www.ml.it.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

③ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

④その他

業務成果の品質確保のため、個別の評価項目に設定される非特定要件に加え、下記のとおり非特定要件を設定する。

ただし、その他の「有益な代替案、重要事項の指摘等」については、対象外とする。

- ・「実施方針・実施フロー・工程表」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。
- ・「評価テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。

⑤評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の1)から6)の順で1者を特定するものとする。(2)以下はその上記項目が同点の場合適用)

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・実施フロー、工程表その他の得点が高いもの
- 3) 予定管理技術者の専門技術力（業務成績の平均点）が高いもの
- 4) 予定管理技術者の専門技術力（優良表彰）の得点が高いもの
- 5) 予定管理技術者の手持ち（公示日における）業務量が少ないもの
 - ・ 手持ち業務量は、契約額が少ない者とし、契約額が同じ場合は、件数の少ない者を上位とする。
 - ・ ただし調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港除く）がある場合は、下位とする。
- 6) 上記1)～5)による特定作業の結果、最高得点者が複数者存在する場合は、H29、30年度九州地方整備局有資格者名簿の上位の者とする。

⑥CPD（継続教育）の評価について

プロポーザル方式で発注する全ての業務において、予定技術者のCPD評価項目を設定する。

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。
 ※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合(なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。)

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6	推奨単位:50単位/年の場合
証明日3月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	2	6	6	46単位 ⇒評価しない
証明日4月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	2	6	6	50単位 ⇒評価する
証明日1月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		4	6	50単位 ⇒評価する

技術資料提出期限の過去1年

☆: 証明書取得月

⑨ 出産・育児等による休業期間の取扱いについて

予定技術者の経験及び能力【業務実績／地域精通度／業務成績／優良表彰】の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。)を延長することが出来る。

【評価対象期間の考え方(※業務実績の場合)】

● 評価対象期間【現行】



従前、休業していた期間も評価対象期間に含まる。

● 評価対象期間【見直し後】



休業期間に相当する期間を評価対象期間に追加する。

⑩ 参加表明書並びに技術提案書作成に必要な期間の確保

発注方式により参加表明書並びに技術提案書の資料作成に必要な期間を短縮可能としているが、説明書の内容についての質問と回答に係る受発注者双方の作業期間を考慮した適正な期間を確保すること。

7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について

(1) 公募型、簡易公募型総合評価落札方式（※準じた手続き含む）

1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、（表7-1）に基づき適切に設定する。

（表7-1）

総合評価落札方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	入札参加者間の関係	◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎				
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地整常駐技術者数	—	○	—		
	地域貢献度	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	業務拠点（企業の所在地）	○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	地域での活動経験	—	○	—		
その他	—	○	—			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	—	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	—	◎	◎		
	表彰の有無	—	◎	◎		
	当該部門従事期間	—	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
その他	—	—	○			
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。（標準的には設定しない） なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とする が、業務を短時間で遂行する場合など業務実施の迅速性（組織力）を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	—	—	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	手持ち業務量	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
その他	—	—	○			
照査技術者	技術者資格	○	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	○	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	○	○	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
その他	—	—	○			
実施体制（再委託等）	◎	◎	—			
実施方針	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	—	—	◎（※）	※標準型のみ設定。 ヒアリング結果を反映させる。		

「◎」：原則設定 「○」：必要に応じて設定 「—」：原則設定しない

2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準) について

評価項目毎の着眼点 (判断基準) について、(表7-2) に示す。

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (指名段階での技術評価) 標準型及び簡易型の場合 【企業の経験及び能力】

評価項目		評価の着眼点		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関。 【注: 「〇〇部門」は建設コンサルタント登録規程に基づき、適切な部門を網羅して設定すること】 【注: 地質調査業務にあっては、「〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更】 ②上記以外の場合。 【注: 測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目を評価しない。】	
		専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。【注: 研究実績は必要に応じ適宜設定】 ②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。 ◎参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員が当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は指名しない。 【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】	
	情報収集力	迅速性	当該地盤常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ①当該地盤内の常駐技術者〇人以上 ○【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②上記以外	
		地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	平成〇年度以降の災害協定等に基づく活動実績について、下記の順位で評価する。 ①当該地域(〇〇県)での災害協定等に基づく活動実績有り。 ②九州地方整備局の管轄区域(〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県)での災害協定等に基づく活動実績有り。 ③上記以外の場合。 【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】	
	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が〇%以上 【〇%は20%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ○②③に該当しない ③自己資本比率が△%未満 【△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
			取崩担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ①保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 ○【〇万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②③に該当しない ③賠償責任保険に未加入
		遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ①過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ○上記以外 【〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び沖縄総合開発事務局開発建設部発注業務の業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ◎ ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。 【注: 「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
			過去の業務表彰の有無	過去2年間の業務表彰の有無	九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去2年間の優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 【注: 全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」と記載】 ①過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注: 表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注: 本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載]」、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の局長表彰の実績有り。 ②過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注: 表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注: 本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載]」、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の事務長表彰の実績有り。 ③過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注: 本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載]」、測量業務、地質調査業務【注: 本業務の業種区分により選択】の局長・事務長表彰の実績有り。【注: 表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】 ・平成〇・〇年度年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰(技術賞(団体)の部)有り ・平成〇・〇年度年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り 【注: 「〇・〇年度」は、毎年8月1日に変更する。】 ・平成〇年度以降公示日までに当該事務所から災害協定等に基づく活動による感謝状の実績有り。 【注: 「〇年度以降」は、毎年8月1日に変更する。】 ④上記以外の場合。 【注: 業務表彰は、発注業務の業種区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価表方式 (指名段階での技術評価) 標準型及び簡易型の場合【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点			判断基準
	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>配置予定管理技術者等 (調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。) の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士 (工学) 【注：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注：土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士 【注：地質調査業務の場合に追加】 ・土木学会認定技術者 (1級) 【注：土木関係分野の場合に追加】 ・コンクリート診断士 【注：コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 ・土木鋼構造診断士 【注：鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 ③上記以外の場合。 【注：測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士 (工学) 【注：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注：土木関係分野の場合に設定】 ②・国土交通省登録技術者資格 (施設分野：〇〇-業務：〇〇) 【注：当該業務について、「技術者資格登録簿」において管理技術者に係る資格の記載が有る場合に記載する。】 ③・RCCM (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) ・土木学会認定技術者 (1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) 【注：土木関係分野の場合に追加】 ④上記以外の場合。</p>
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く) ※	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 【注：研究実績は必要に応じて適宜設定】 ②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】 ③上記以外の場合。</p>
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く) ※	<p>下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p> <p>平成〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内における業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。 【注：地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精通度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注：「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】</p>
	専任性	専任性	専任性	<p>手持ち業務金額及び件数</p> <p>下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・公示日現在 【注：公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】の手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。ただし、公示日現在 【注：公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第85条の基準に基づく価格 (以下、「調査基準価格」という。) を下回る金額で落札した業務 (港湾空港関係を除く) がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。 手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、平成〇年度の支払限度額とする。) なお、国土交通省以外の発注者 (国内外を問わず) のものも含む。</p>
	成績・表彰	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績 (照査技術者として従事した業務は除く) ※	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注 (港湾空港関係を除く) の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテラス平均評定点 (再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く) ※	<p>九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間における優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 【注：全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務については、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」と記載】 ①過去4カ年 (平成〇〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務 【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業種区分により選択】の局長表彰の実績有り。 ②過去4カ年 (平成〇〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務 【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業種区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。 ③過去4カ年 (平成〇〇年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業種区分により選択】の局長・事務所長表彰の実績有り。 【注：表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】 ・平成〇〇年度地盤工学会表彰有り ・平成〇〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞) 有り ④平成〇〇年度土木学会西部支部表彰 (西部支部奨励賞) 有り。 ⑤上記以外の場合。 【注：「〇〇年度以降」は、毎年8月1日に変更する。】 【注：業務表彰は、発注業務の業種区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】</p>	
			<p>下記の項目に該当する場合には指名しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1) 業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ②代表者以外の者が配置予定管理技術者等を配置している場合。 ③各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。 ④各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できない場合。 【注：設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 標準型及び簡易型の場合				【予定技術者の経験及び能力】
評価項目	評価の着眼点			判断基準
	資格・実績等	管理技術者等 (担当技術者) ・ (照査技術者)	業務執行技術者	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者等 (担当技術者) ・ (照査技術者)	業務執行技術者	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士 (工学) 【注：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注：土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士 【注：地質調査業務の場合に追加】 ・土木学会認定技術者 (1級) 【注：土木関係分野の場合に追加】 ・コンクリート診断士 【注：コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 ・土木鋼構造診断士 【注：鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 ③上記以外の場合。 【注：測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】 【国土交通省技術者資格登録簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】 管理技術者・照査技術者の場合の場合：技術者の資格を下記の順位で評価する。 担当技術者の場合：下記の技術者資格の評価順位は、①と②を同等とし、③を次位とする。 ①・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門 【注：業務内容に応じ適宜設定】 【注：地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士 (工学) 【注：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】 ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級) 【注：土木関係分野の場合に設定】 ②・国土交通省登録技術者資格 (施設分野：〇〇業務：〇〇) 【注：当該業務について、「技術者資格登録簿」において予定技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】 ③・RCCM (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) ・土木学会認定技術者 (1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) 【注：土木関係分野の場合に追加】 ④上記以外の場合。</p>
	専門技術力	業務執行技術者	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く) ※	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 【注：研究実績は必要に応じ適宜設定】 ②平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注：「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】 ③上記以外の場合。</p>
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	<p>下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、公示日現在 【注：公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務 (港湾空港関係を除く) がある場合には、上記①～③を下記の通り読み替える。 ①契約金額を5千万円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を5千万円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2億円以上又は、契約件数が5件以上。 手持ち業務とは、公示日現在 【注：公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】において管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者 (国内外を問わず) のものを含んだ全ての業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、平成〇〇年度の支払限度額とする。)</p>
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者等 (担当技術者) ・ (照査技術者)	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業績 (照査技術者として従事した業務は除く) ※</p>	
	専門技術力	業務執行技術者	<p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く) ※</p>	
CPD	CPD	CPD	<p>CPDの取得状況について以下の順位で評価する。 ①継続教育 (CPD) の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。 ②上記以外の場合。</p>	
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者等 (担当技術者) ・ (照査技術者)	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注 (港湾空港関係を除く) の平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定点 (再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く) を下記の順位で評価する。 ① 7.8点以上 ② 7.5点以上7.8点未満 ③ 7.3点以上7.5点未満 ④ 7.0点以上7.3点未満 ⑤ 6.0点以上7.0点未満 ⑥ 6.0点未満 なお、平成〇〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合は加算しない。【注：「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する (4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	
		業務執行技術者	<p>九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間に優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ただし照査技術者として従事した業務は除く。 【注：全国的に適用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」と記載。】 ①過去4カ年 (平成〇〇～〇〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務 【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業務区分により選択】の局長表彰の実績有り。 ②過去4カ年 (平成〇〇～〇〇年度完了業務) の九州地方整備局発注業務 【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業務区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。 ③過去4カ年 (平成〇〇～〇〇年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務 (河川 【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】)、測量業務、地質調査業務 【注：本業務の業務区分により選択】の局長・事務所長表彰の実績有り。【注：表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】 ・平成〇〇～〇〇年度地盤工学会表彰有り ・平成〇〇～〇〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞) 有り ④平成〇〇～〇〇年度土木学会西部支部表彰 (西部支部奨励賞) 有り。 ⑤上記以外の場合。 【注：「〇〇～〇〇年度」は、毎年8月1日に変更する。】 【注：業務表彰は、発注業務の業務区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】</p>	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目 ※：評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 標準型及び簡易型の場合 【実施方針・評価テーマ】

評価項目		評価の着眼点		
		判断基準		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
	照査における具体の手法・工夫等	○	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。	
	その他	◎	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。	
○		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案 (※)	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
		評価テーマ1	的確性	◎
	◎			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
	○			事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
	○			事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
	評価テーマ1	実現性	◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
			○	提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
	評価テーマ2	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
			◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
			○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
	評価テーマ2	実現性	◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
◎			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	
○			利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
○			提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

※ 標準型のみ設定

3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「指名段階での技術評価」及び「入札段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

各評価項目の評価については、3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

※なお、技術者評価重視型における業務成績評価（配点ウェイト）は、下表を適用とする。

点数帯	配点ウェイト (対満点比)
79点以上	1
78点以上～79点未満	0.95
77点以上～78点未満	0.90
76点以上～77点未満	0.85
75点以上～76点未満	0.70
74点以上～75点未満	0.55
73点以上～74点未満	0.35
72点以上～73点未満	0.20
71点以上～72点未満	0.10
70点以上～71点未満	0.05
60点以上～70点未満	0
60点未満	欠格

(表7-4) 具体的な配点例【標準型】

総合評価落札方式（標準型）（入札段階での技術審査・評価）

評価項目	評価の着眼点	評価の観点	配点ウェートの考え方		設定例								
			(1:3) (1:2)		(1:3)		(1:2)						
			配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト			
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎	12.5%~25%	15%~30%	10	10%	10	10%				
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎			5	5%	5	5%				
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎			5	5%	5	5%				
		業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体的な手法・工夫等が優れている場合に評価する。【注：照査技術者の配置を義務づける詳細（実施）設計について原則設定すること。なお、その他の設計についても必要に応じ設定可能とする】	○				0%		0%	25%	25%		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。	◎					5	5%	5	5%		
	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。	○				0%		0%					
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	○	35%~50%	10	10%						
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	10	10%				
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	◎		5	5%	10	10%				
			事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%		0%				
			事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%		0%				
		表現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	10	10%				
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	10	10%				
	評価テーマ2	的確性	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%		0%				
			提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%		0%				
			地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%						
		表現性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	◎		5	5%						
			事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%						
			事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○			0%						
			提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%						
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%						
利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。			○		0%								
提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%										
小計（実施方針+評価テーマ）			75%	65%	75	75%	65	65%	65%				
合計			100%		100	100%	100	100%	100%				

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

配点ウェートの考え方		
①技術者の資格・実績等	5%~10%	10%~15%
②技術者の成績・表彰	15%~20%	20%~25%
①+② 技術者の資格・実績等、成績・表彰	25%	35%
③実施方針	12.5%~25%	15%~30%
④特定テーマ	50%~62.5%	35%~50%
③+④ 実施方針、特定テーマ	75%	65%

10%	OK	10%	OK
15%	OK	25%	OK
25%	OK	35%	OK
25%	OK	25%	OK
50%	OK	40%	OK
75%	OK	65%	OK

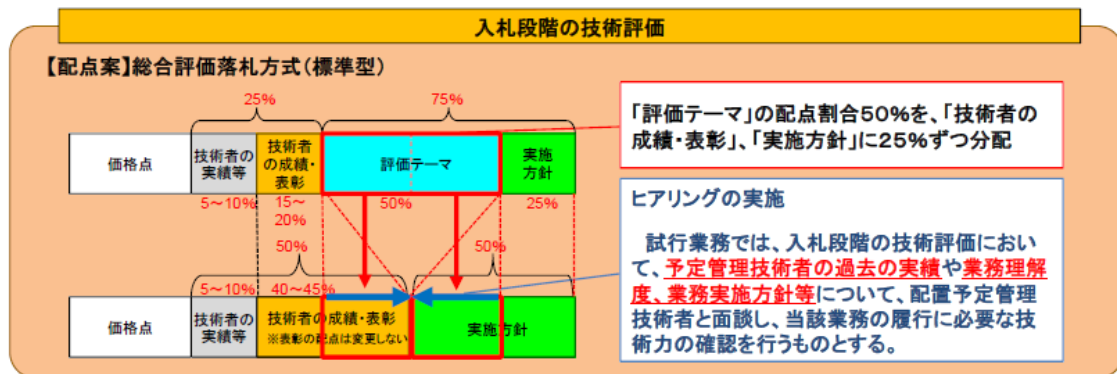
※上記、配点ウェートの考え方に基づくよう配点を設定すること。

4) 技術者評価重視型試行業務について

技術者評価重視型については、評価テーマを設定しない。

総合評価落札方式（標準型 1：3）における「評価テーマ」の配点 50%を「技術者の成績・表彰」「実施方針」に 25%ずつ分配している。（図 7-1 参照）

（図 7-1）



配点の考え方については、表 7-5 を原則とするが、業務内容に応じ適宜設定して良い。

なお、ヒアリングについては、必須とする。実施方法 7.（8）5）ヒアリングにより実施し、予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、業務実施方針等について、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。

また、試行業務における対象業務は、以下のとおり。

【河川事業】

「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「道路予備設計（用地幅決定）」「構造物予備設計（一般）」

「構造物詳細・補修設計（一般）」「道路詳細設計（一般）」

評価毎の着目点（判断基準）について（表 7-5）に、具体的な配点例を（表 7-6）に示す。

(表7-5) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (指名段階での技術評価) 技術者評価重視型の場合 【企業の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点		判断基準
	資格・実績等	専門技術力	
参加表明書の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関。 【注：「〇〇部門」は建設コンサルタント登録規程に基づき、適切な部門を網羅して設定すること】 【注：地質調査業務にあっては、「〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更】 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外の場合。 【注：測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目を評価しない。】
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。【注：研究実績は必要に応じ適宜設定】 ②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。 参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は指名しない。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	力管理技術	迅速性 当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ①当該地整内の常駐技術者〇人以上 【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②上記以外
	情報収集力	地域貢献度 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	平成〇年度以降の災害協定等に基づく活動実績について、下記の順位で評価する。 ①当該地域(〇〇県)での災害協定等に基づく活動実績有り。 ②九州地方整備局の管轄区域(〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県又は〇〇県)での災害協定等に基づく活動実績有り。 ③上記以外の場合。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
		ボランティア活動による表彰等の実績	平成〇年度以降のボランティア活動による表彰等の実績について、下記の順位で評価する。 ①〇〇県における過去2年度+当該年度の河川、道路行政等(公園、港湾空港等含む)に関わる行政機関(国、県、政令市、市町村)からの表彰、感謝状の実績有り。 ②九州地方整備局管内における過去2年度+当該年度の河川、道路行政等(公園、港湾空港等含む)に関わる行政機関(国、県、政令市、市町村)からの表彰、感謝状の実績有り。 ③上記以外の場合。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	経営力	履行保証力 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が〇%以上 【〇%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①に該当しない ③自己資本比率が△%未満 【△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		瑕疵担保力 賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ①保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 【〇万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ②①に該当しない ③賠償責任保険に未加入
		遵法性 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ①過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②上記以外 【〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		専門技術力 成果の確実性 過去2年間の国土交通省及び沖縄総合開発事務局開発建設部発注業務の業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平成〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.9点以上 ② 7.8点以上7.9点未満 ③ 7.7点以上7.8点未満 ④ 7.6点以上7.7点未満 ⑤ 7.5点以上7.6点未満 ⑥ 7.4点以上7.5点未満 ⑦ 7.3点以上7.4点未満 ⑧ 7.2点以上7.3点未満 ⑨ 7.1点以上7.2点未満 ⑩ 7.0点以上7.1点未満 ⑪ 6.0点以上7.0点未満 ⑫ 6.0点未満 なお、平成〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	業績・表彰 過去2年間の業務の業務表彰の有無	九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去2年間の優良業務表彰又は災害復旧等功勞業者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 【注：全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」と記載】 ①過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注：本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」、測量業務、地質調査業務【注：本業務の業種区分により選択】の局長表彰の実績有り。 ②過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注：本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」、測量業務、地質調査業務【注：本業務の業種区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。 ③過去2カ年(平成〇・〇年度年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注：本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」、測量業務、地質調査業務【注：本業務の業種区分により選択】の局長・事務所長表彰の実績有り。【注：表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】 ・平成〇・〇年度年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰(技術賞(団体)の部)有り ・平成〇・〇年度年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り 【注：「〇・〇年度」は、毎年8月1日に変更する。】 ・平成〇年度以降公示日までに当該事務所から災害協定等に基づく活動による感謝状の実績有り。 【注：「〇年度以降」は、毎年8月1日に変更する。】 ④上記以外の場合。 【注：業務表彰は、発注業務の業種区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表7-5) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(指名段階での技術評価) 技術者評価重視型の場合 【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点		
	資格要件	判断基準	判断基準
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	<p>配置予定管理技術者等(調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては「主任技術者」をいう。以下同じ。)の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇部門関連科目)【注:業務内容に応じ適宜設定】【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇部門【注:業務内容に応じ適宜設定】</p> <p>【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】</p> <p>・博士(工学)【注:研究業務等高度な技術検討や学術的見解を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】</p> <p>・土木学会認定技術者(特別上級、上級)【注:土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②・RCCM</p> <p>・地質調査技士【注:地質調査業務の場合に追加】</p> <p>・土木学会認定技術者(1級)【注:土木関係分野の場合に追加】</p> <p>・コンクリート診断士【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】</p> <p>・土木鋼構造診断士【注:鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>【注:測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】</p> <p>【国土交通省登録技術者資格簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇部門関連科目)【注:業務内容に応じ適宜設定】【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇部門【注:業務内容に応じ適宜設定】</p> <p>【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】</p> <p>・博士(工学)【注:研究業務等高度な技術検討や学術的見解を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、学術を追加すること。】</p> <p>・土木学会認定技術者(特別上級、上級)【注:土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②・国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇)</p> <p>【注:当該業務について、「技術者資格登録簿」において管理技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】</p> <p>③・RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)</p> <p>・土木学会認定技術者(1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)【注:土木関係分野の場合に追加】</p> <p>④上記以外の場合。</p>
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く)※	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>【注:研究実績は必要に応じて適宜設定】</p> <p>② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>【注:「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>③ 上記以外の場合。</p>
	情報収集力	地域精進度	<p>当該部門に従事期間※</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該部門の従事期間が〇年以上</p> <p>② 当該部門の従事期間が△年以上</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする。】</p>
	専任性	専任性	<p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※</p> <p>平成〇〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>① 〇〇事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 九州地方整備局管内における業務実績あり。</p> <p>③ 上記以外の場合。</p> <p>【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】</p> <p>【注:「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】</p>
業績・表彰	専任性	専任性	<p>下記の項目に該当する場合は指名しない。</p> <p>・公示日現在【注:公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】の手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。ただし、公示日現在【注:公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。</p> <p>手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、平成〇〇年度の支払限度額とする。)</p> <p>なお、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む。</p>
	業績・表彰	業績・表彰	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 7.9以上</p> <p>② 7.8以上7.9未満</p> <p>③ 7.7以上7.8未満</p> <p>④ 7.6以上7.7未満</p> <p>⑤ 7.5以上7.6未満</p> <p>⑥ 7.4以上7.5未満</p> <p>⑦ 7.3以上7.4未満</p> <p>⑧ 7.2以上7.3未満</p> <p>⑨ 7.1以上7.2未満</p> <p>⑩ 7.0以上7.1未満</p> <p>⑪ 6.0以上7.0未満</p> <p>⑫ 6.0未満</p> <p>なお、平成〇〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務実績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務実績を評価できない場合には加算しない。</p> <p>【注:「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※</p> <p>九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間に優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。ただし照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>【注:全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」と記載】</p> <p>① 過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注:表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業種区分により選択】の局長表彰の実績有り。</p> <p>② 過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注:表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業種区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。</p> <p>③ 過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業種区分により選択】の局長・事務所長表彰の実績有り。</p> <p>【注:表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】</p> <p>・平成〇〇～〇〇年度地盤工学会表彰有り</p> <p>・平成〇〇～〇〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り</p> <p>④ 平成〇〇～〇〇年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。</p> <p>⑤ 上記以外の場合。</p> <p>【注:「〇～〇年度以降」は、毎年8月1日に変更する。】</p>
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>下記の項目に該当する場合は指名しない。</p> <p>・再委託の内容が、主たる部分の場合。</p> <p>・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合</p> <p>① 業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>② 代表者以外の者が配置予定管理技術者等を配置している場合。</p> <p>③ 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。</p> <p>④ 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できない場合。</p> <p>【注:設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表7-5) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 技術者評価重視型の場合 【予定技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点		判断基準
	資格要件	技術者資格等	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)【注:業務内容に応じ適宜設定】【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士(工学)【注:研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、工学を追加すること。】 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級)【注:土木関係分野の場合に設定】 ②・RCCM ・地質調査技士【注:地質調査業務の場合に追加】 ・土木学会認定技術者(1級)【注:土木関係分野の場合に追加】 ・コンクリート診断士【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 ・土木鋼構造診断士【注:鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 ③上記以外の場合。 【注:測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】 【国土交通省技術者資格登録簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】 管理技術者・照査技術者の場合の場合:技術者の資格を下記の順位で評価する。 担当技術者の場合:下記の技術者資格の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とする。 ①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)【注:業務内容に応じ適宜設定】【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士(工学)【注:研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、工学を追加すること。】 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級)【注:土木関係分野の場合に設定】 【注:技術者資格登録簿において予定技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】 ③・RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)【注:土木学会認定技術者(1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)【注:土木関係分野の場合に追加】 ④上記以外の場合。</p>
	管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)【注:業務内容に応じ適宜設定】【注:地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 ・技術士 建設部門又は〇〇部門【注:業務内容に応じ適宜設定】 【注:地質関係の業務の場合、建設部門又は応用理学部門と記載。】 ・博士(工学)【注:研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、工学を追加すること。】 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級)【注:土木関係分野の場合に設定】 【注:技術者資格登録簿において予定技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】 ③・RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)【注:土木学会認定技術者(1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)【注:土木関係分野の場合に追加】 ④上記以外の場合。</p>
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く)※	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 【注:研究実績は必要に応じ適宜設定】 ②平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】 ③上記以外の場合。</p>
	情報収集力	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※	<p>下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上 【注:業務内容に応じて適宜設定するものとする。】</p>
	専任性	手持ち業務金額及び件数	<p>下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、公示日現在【注:公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載。】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、上記①～③を下記の通り読み替える。 ①契約金額を5千万円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を5千万円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2億円以上又は、契約件数が5件以上。 手持ち業務とは、公示日現在【注:公示日と記載。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載。】において管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものを含んだ全ての業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、平成〇〇年度の支払限度額とする。) C P Dの取得状況について以下の順位で評価する。 ①継続教育(CPD)の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。 ②上記以外の場合。</p>
地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※	<p>平成〇〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内における業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。 【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精通度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】 【注:〇〇年度以降は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】</p>	
成 績 ・ 表 彰	業務執行技術	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.9点以上 ② 7.8点以上7.9点未満 ③ 7.7点以上7.8点未満 ④ 7.6点以上7.7点未満 ⑤ 7.5点以上7.6点未満 ⑥ 7.4点以上7.5点未満 ⑦ 7.3点以上7.4点未満 ⑧ 7.2点以上7.3点未満 ⑨ 7.1点以上7.2点未満 ⑩ 7.0点以上7.1点未満 ⑪ 6.0点以上7.0点未満 ⑫ 6.0点未満 なお、平成〇〇年度以降の100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	
成 績 ・ 表 彰	過去4年間の業務の技術者表彰及び無(照査技術者として従事した業務は除く)※	<p>九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間における優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ただし照査技術者として従事した業務は除く。 【注:全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務については、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」と記載。 ①過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注:表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載。】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業務区分により選択】の局長表彰の実績有り。 ②過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局発注業務【注:表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に記載。】の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業務区分により選択】の事務所長表彰の実績有り。 ③過去4カ年(平成〇〇～〇〇年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務の土木関係建設コンサルタント業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載。】」、測量業務、地質調査業務【注:本業務の業務区分により選択】の局長表彰の実績有り。【注:表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に設定し、「九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合は、削除すること】 ・平成〇〇～〇〇年度地盤工学会表彰有り ・平成〇〇～〇〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り ④平成〇〇～〇〇年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。 ⑤上記以外の場合。 【注:「〇〇年度」は、毎年8月1日に変更する。】 【注:業務表彰は、発注業務の業務区分により土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」、測量業務、地質調査業務のいずれかを選択すること】</p>	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

※1. 国土交通省技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合に原則設定

※2. 照査技術者の配置を求める場合に原則設定

(表 7 - 5) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 技術者評価重視型の場合		【実施方針】
評価項目		評価の着眼点
		判断基準
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。
	実施手順	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
	照査における具体の手法・工夫等	○ 業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。
	その他	◎ 有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。
○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。		

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

5) 女性・若手技術者試行業務について

女性・若手技術者試行業務には、担当技術者に女性技術者を配置することを参加資格要件とする「女性技術者配置型」と、管理技術者に女性技術者を配置した場合に加点評価する「女性技術者評価型」、管理技術者かつ担当技術者に若手技術者を配置することを参加資格要件とする「若手技術者配置型」がある。

また、それぞれの試行業務における対象業務は、以下のとおり。

I. 女性技術者配置型

【河川事業】

「河川構造物詳細設計（樋門・樋管・排水機場等）」「河川水辺の国勢調査」
「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「構造物詳細・補修設計（一般）」「定期点検、緊急点検」「防災対策設計（詳細設計のみ）」

【測量調査】

「航空レーザ測量」「空中写真測量」及び左記に関連する業務

【地質調査】

「ボーリング調査（設計、解析用）」

II. 女性技術者評価型

【河川事業】

「河川構造物詳細設計（樋門・樋管・排水機場等）」「河川水辺の国勢調査」
「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「防災対策設計（詳細設計のみ）」

【地質調査】

「ボーリング調査（設計、解析用）」

III. 若手技術者配置型

総合評価落札方式の対象業務全て

なお、参加資格要件及び評価項目については、総合評価落札方式における業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、女性・若手技術者試行業務において設定した内容を考慮し、（表7-7）に基づき適切に設定する。

(表7-7)

女性技術者配置型における資格要件・評価項目の標準的な設定例

	要件	参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	-	-		
	競争参加資格	◎	-	-		
	指名停止	◎	-	-		
	入札参加者間の関係	◎	-	-	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	-	-		
	女性担当技術者の配置	◎	-	-	女性技術者の参加が無かった場合は、男性技術者に移行。	
企業	登録状況	土木建設コンサル	-	◎	-	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	-	◎	-	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	-	-	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	-		
	当該地整常駐技術者数	-	○	-		
	地域貢献度	-	○	-	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	-	○	-		
	瑕疵担保力	-	○	-		
	法令の遵守状況	-	○	-		
	業務成績	-	◎	-		
	表彰の有無	-	◎	-		
	事故及び不誠実な行為	-	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	-	-	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	-	-	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	地域での活動経験	-	○	-		
その他	-	○	-			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	-	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	-	◎	◎		
	表彰の有無	-	◎	◎		
	当該部門従事期間	-	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
担当技術者	技術者資格	-	-	◎		
	業務実績	-	-	◎	管理・担当技術者及び業務従事者も含む。	
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	-	-	業務成績評価は、行わない。	
	表彰の有無	-	-	◎		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	手持ち業務量	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	◎	必須	
その他	-	-	○			
照査技術者	技術者資格	-	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	-	○	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	○	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
実施体制(再委託等)		◎	◎	-		
実施方針		-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。	
評価テーマに対する提案		-	-	◎(※)	業務内容におけるテーマに加えて、別途「人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて」を設定する。	

「◎」: 原則設定 「○」: 必要に応じて設定 「-」: 原則設定しない

(表7-7)

女性技術者評価型における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	-	-		
	競争参加資格	◎	-	-		
	指名停止	◎	-	-		
	入札参加者間の関係	◎	-	-	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	-	-		
企業	登録状況	土木建設コンサル	-	◎	-	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	-	◎	-	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	-	-	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	-		
	当該地整常駐技術者数	-	○	-		
	地域貢献度	-	○	-	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	-	○	-		
	瑕疵担保力	-	○	-		
	法令の遵守状況	-	○	-		
	業務成績	-	◎	-		
	表彰の有無	-	◎	-		
	事故及び不誠実な行為	-	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	-	-	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	-	-	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
地域での活動経験	-	○	-			
その他	-	○	-			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎	女性技術者の業務実績が男性技術者を上回っている同種・類似業務を設定し、加点評価を行う。	
	地域精通度	-	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	-	◎	◎		
	表彰の有無	-	◎	◎		
	当該部門従事期間	-	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
CPDの取得状況	-	-	◎	必須		
その他	-	-	○			
担当技術者	技術者資格	-	-	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。(標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性(組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	-	-	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	-	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	手持ち業務量	-	-	○		
CPDの取得状況	-	-	○			
その他	-	-	○			
照査技術者	技術者資格	-	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	-	○	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	○	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
実施体制(再委託等)	◎	◎	-			
実施方針	-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	-	-	◎(※)	業務内容におけるテーマに加えて、別途「人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて」を設定する。		

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表7-7)

若手技術者配置型における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	-	-		
	競争参加資格	◎	-	-		
	指名停止	◎	-	-		
	入札参加者間の関係	◎	-	-	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	-	-		
	若手技術者の配置(管理・担当)	◎	-	-	若手技術者の参加が無かった場合は、通常手続きに移行。	
企業	登録状況	土木建設コンサル	-	◎	-	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	-	◎	-	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	-	-	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	-		
	当該地常駐技術者数	-	○	-		
	地域貢献度	-	○	-	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	-	○	-		
	瑕疵担保力	-	○	-		
	法令の遵守状況	-	○	-		
	業務成績	-	◎	-		
	表彰の有無	-	◎	-		
	事故及び不誠実な行為	-	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	-	-	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	-	-	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	地域での活動経験	-	○	-		
その他	-	○	-			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	-	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	-	◎	◎		
	表彰の有無	-	◎	◎		
	当該部門従事期間	-	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	-	-	◎	必須	
その他	-	-	○			
担当技術者	技術者資格	-	-	◎		
	業務実績	-	-	◎	管理・担当技術者及び業務従事者も含む。	
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	-	-	業務成績評価は、行わない。	
	表彰の有無	-	-	◎		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	手持ち業務量	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	◎	必須	
その他	-	-	○			
照査技術者	技術者資格	-	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	-	○	○		
	地域精通度	-	-	○		
	業務成績	-	○	○		
	表彰の有無	-	-	○		
	当該部門従事期間	-	-	○		
	CPDの取得状況	-	-	○		
その他	-	-	○			
実施体制(再委託等)	◎	◎	-			
実施方針	-	-	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	-	-	◎(※)	業務内容におけるテーマに加えて、別途「人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて」を設定する。		

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

6) 技術提案チャレンジ型試行業務について

技術提案チャレンジ型試行業務は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下、「国土交通省」という。）の受注実績のない者も同等に競争への参加が可能となる機会を確保するもので、「測量業務」「地質調査業務」のこれまで『価格競争方式』で発注していた技術的に簡易な業務で実施する。

契約方式は、一般競争入札方式（総合評価落札方式）とする。

また、国土交通省等の受注実績がないことにより、加点されなかった企業並びに配置予定技術者の評価項目（「業務成績」「表彰」）は評価しない。

業務を実施するにあたり、品質確保の観点で「工程計画」、「安全対策」又は「品質確保」について、技術提案書への記載を求める。

7) 一括審査方式の試行について

同一内容の業務を同時期の発注が予定されている場合、一括して審査を実施し、受発注者双方の事務負担の軽減を図る。

複数の業務に参加を希望する場合は、同一の業務実績・配置予定技術者とし、その際は「参加表明書（表紙）」のみ提出し、それ以外の資料添付を省略することができる。技術提案書に関しても同様。

なお、ある企業が複数の業務を異なる配置予定技術者で申請した場合は、欠格とする。

複数の業務に参加表明書を提出することは可能であるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。

【一括審査イメージ】

業務 割り当て順位	①業務	②業務
	1番目	2番目
	↓ 評価点順位	↓ 評価点順位
業者 A	落札決定 1位	無効
業者 B	未提出	落札決定 1位
業者 C	2位	2位
業者 D	3位	未提出
業者 E	4位	3位

※順位つけの後、評定値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる。

【資料提出イメージ】

※2業務を一括審査業務で発注の場合

■ 2業務すべてに参加を希望する場合。

①業務
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-9

②業務
様式-1 ← ①業務と同様である旨を記載。

■ 2業務に別々の資料（配置予定技術者、業務実績等）を提出した場合。『欠格』

①業務
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-9
※技術者A

②業務
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-9
※技術者B

8) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

①地域要件の設定について

地域要件（企業の所在地）について、業務特性を踏まえ効率的かつ十分な成果が得られるとともに競争性が確保される場合に、参加資格要件として設定を可能とする。

地域貢献度は、業務特性を踏まえ企業の評価における指名段階での評価項目として設定を可能とする。また、地域精通度については、業務特性を踏まえ、技術者の評価における指名段階又は入札段階での評価項目として設定を可能とする。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

②技術者の資格に関する要件

1) 国土交通省登録技術者資格について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。

- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求め

る者」として管理技術者及び照査技術者に係る資格の記載のある場合

登録の有無については、下記に示す本省HPより確認すること。

参照URL : http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

③建設コンサルタント登録等の評価について

選定段階において、建設コンサルタント登録規定に基づく部門登録の評価を行うこととするが、その際、業務内容を踏まえ適切な部門を網羅し設定する。

④ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

⑤CPD（継続教育）の評価について

総合評価落札方式では、技術力を必要とする業務について積極的にCPD評価項目を設定する。

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合（なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。）

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6	推奨単位:50単位/年の場合
証明日3月	6		2	6	4	8	4	2	6	8	4	2	6	☆	6	46単位 ⇒評価しない
証明日4月	6		2	6	4	8	4	2	6	8	4	2	6	☆	6	50単位 ⇒評価する
証明日1月	6		2	6	4	8	4	2	6	8	4	☆	4	6		50単位 ⇒評価する

技術資料提出期限の過去1年

☆: 証明書取得月

⑥出産・育児等による休業期間の取扱いについて

予定技術者の経験及び能力【業務実績／地域精通度／業務成績／優良表彰】の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。）を延長することが出来る。

【評価対象期間の考え方（※業務実績の場合）】



⑦参加表明書並びに技術提案書作成に必要な期間の確保

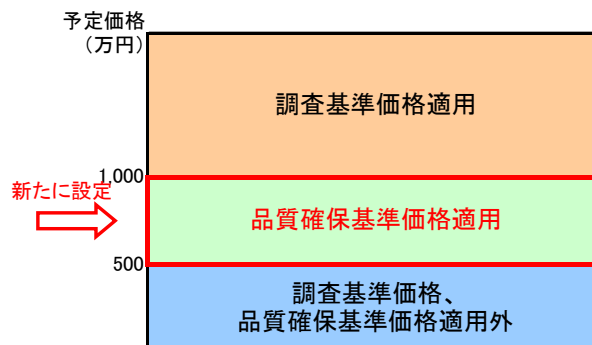
発注方式により参加表明書並びに技術提案書の資料作成に必要な期間を短縮可能としているが、説明書の内容についての質問と回答に係る受発注者双方の作業期間を考慮した適正な期間を確保すること。

⑧品質確保基準価格の導入（平成25年度より導入）

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を設定。詳細は入札説明書による。

■品質確保基準価格の導入

予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行を実施。
 予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。



品質確保基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策
 （基本、調査基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策と同様の内容）

- ・業務中の監督強化（測量、地質調査）
- ・履行中の監督強化（土木関係コンサル）
- ・第三者照査の義務付け（土木関係コンサル）

8. 履行確認型総合評価落札方式について

(1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、入札説明書等に記載された業務内容に加え入札者が行った技術提案について、履行の確実性を確認・審査するものである。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨について手続き開始の公示及び入札説明書において明記する。

(2) 履行確実性の審査と評価

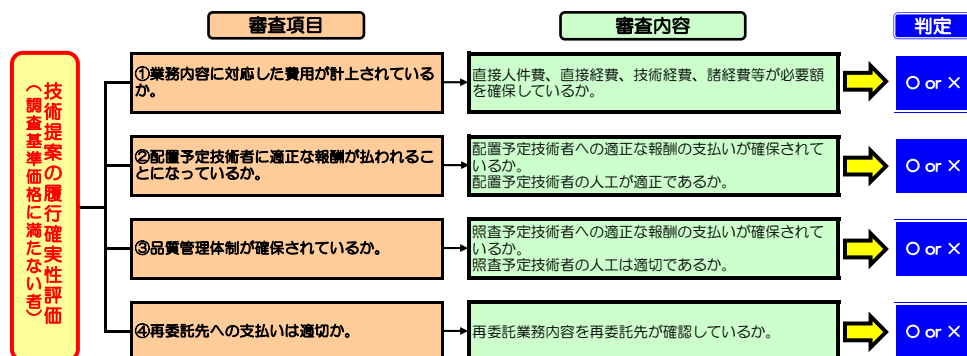
予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格（※ 1）に満たない額で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

なお、申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格以上の入札参加者は、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性を「1.0」として評価する。

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない額で入札した者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図 8-1) の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表 8-1) の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与する。

※ 1 「品質確保基準価格」とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格

(図 8-1)



(表 8 - 1)

「〇」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8 - 2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8 - 2)

様式番号	名 称	調査基準価格に満たない入札参加者	
		履行確実性評価	低入札価格調査
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2 - 1	一般管理費等内訳書	◎	—
様式 3	当該契約の履行体制	○	○
様式 4	手持の建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4 - 1	手持ち業務の人工(当該業務も含む)	◎	—
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5 - 1	直接人件費内訳書	◎	—
様式 6	手持機械等の状況(※測量・地質調査業務に限る)	○ (※)	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
様式 8	第三者照査に伴う見積書	◎	—
様式 9	第三者照査を実施する技術者の経歴等	◎	—

【凡例】

○ 低入札価格調査で用いる様式
◎ 「履行確実性」の評価において
上記に追加して求める様式

(4) 技術評価点の算出

履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\text{「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力} \times 1) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点} \times 2) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$

※ 1 「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※ 2 「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案
に与えられる評価点

～算出イメージ図～



9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合が

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

3) 価格評価点の算出方式

価格評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

（算出例）価格評価点：技術評価点の配点割合1：2、

入札価格9,500,000円、予定価格11,000,000円のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{価格評価点} &= 30 \text{点} \times (1 - 9,500,000 / 11,000,000) \\ &= 4.0909 \text{点} \end{aligned}$$

4) 技術評価点の算出方法

①技術評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

（算出例）技術評価の得点合計68.75点、技術評価の配点合計100点のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{技術評価点} &= 60 \text{点} \times (68.75 / 100) \\ &= 41.2500 \text{点} \end{aligned}$$

②履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点(※2)}}{\text{技術評価の配点合計点(※1)}}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

履行体制確認型の

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} = & (\text{配置予定技術者の経験・能力に係る得点}) \\ & + (\text{技術提案評価点に係る得点}) \times (\text{履行確} \\ & \text{実性度}) \end{aligned}$$

(算出例) 配置予定技術者の経験・能力が25点、実施方針が23点、評価テーマが32点、履行確実性度が0.5、技術評価の配点合計100点のケース

- ・ 技術提案評価点に係る得点 = 23点 + 32点 = 55点
- ・ 技術評価の配点合計 = 25点 + (55点 × 0.5)
= 52.5点
- ・ 技術評価点 = 60点 × (52.50 / 100)
= 31.5000点

11. その他の留意事項

(1) 評価内容の担保について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容の履行について、契約条件に反映するなど適切に担保する。

1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書及び業務計画書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容の履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置として、当該技術提案内容を契約書に記載するとともに、発注者と落札者の責任の分担とその内容を業務計画書に明らかにするものとする。

技術提案書の契約書への記載にあたっては、あらかじめ受発注者間で不採用項目等がないか確認し、採用された提案のみを契約書に記載するものとする。

②評価内容の担保

契約書に記載された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うものとする。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから手続きの透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価技術委員会（小委員会）を設置し審議を行うこと。

1) 第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会（小委員会）の審議に諮る。

2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることを鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意する。

また、総合評価技術委員会（小委員会）の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

(3) 情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- ①特定した業者名
- ②各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「特定テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

2) 総合評価落札方式（標準型、技術者評価重視型及び簡易型）

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①落札した業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の価格評価点
- ④各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」
「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」「履行確実性度
（※）」の5項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く4項目）
それぞれの小計及び合計点を公表。（※）履行体制確認型総合評価落
札方式の場合のみ

⑤各業者の評価値

平成21年 5月29日

平成22年 4月 1日

平成23年 4月 1日

平成23年11月 2日

平成24年 4月 2日

平成25年 4月 1日

平成26年 4月 1日

平成26年 5月19日

平成27年 4月14日

平成28年 3月30日

平成29年 3月31日